

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

No.229 2020/6/4

### 1 「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」の一部改正について

5月28日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

改正食品衛生法の施行により、野生鳥獣肉を処理する食肉処理施設について、食品衛生法第51条第2項に基づきHACCPに沿った衛生管理の実施が求められることとなったこと、及び法第54条に基づき施設基準に係る厚生労働省令で定める基準（参酌基準）が示されたことに伴い、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」の一部を別添のとおり改正した。

ただし、HACCPに沿った衛生管理の実施については、改正法の第2次施行の日（本年6月1日）より1年間は経過措置期間とし、その間は従来基準が適用されること、また、施設基準については、改正法の第3次施行の日（令和3年6月1日）以降、第3次施行の日より以前に取得した食品営業許可の本来の有効期間満了までは、従来の施設基準を遵守することにより営業が可能であること。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000636485.pdf>

### 2 と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について

5月28日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

と畜場法施行規則第3条第6項又は第7条第5項に基づくと畜検査員による検査又は試験及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第4条第4項に基づく食鳥検査員による検査又は試験（「外部検証」という。）について、令和元年11月通知において別途通知することとしていたその実施に関する手順、評価方法等を別添のとおりとする。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000636484.pdf>